

指定給水装置工事事業者の確認事項 調査票

令和 年 月 日

氏名又は名称

印

郵便番号・住所

代表者氏名

電話番号

①提出先の水道事業者(水道事業者等の連携による広域開催を含む)が実施している指定給水装置工事事業者講習会の受講実績(過去5年以内)

●受講年月日(受講を証明する書類(受講者証等)を添付してください。)(公表: 可 不可)	
令和 年 月 日	未受講
(未受講の場合、その理由) ※非公表	

②指定給水装置工事事業者の業務内容

●休業日、営業時間(修繕対応時間をご記入ください。)(公表: 可 不可)				
休業日	<input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 祝日 <input type="checkbox"/> GW <input type="checkbox"/> お盆 <input type="checkbox"/> 年末年始 <input type="checkbox"/> その他( )	営業日		修繕対応時間帯

●漏水修繕対応の可否 (公表: 可 不可)	
(該当部に○を付けてください。詳細な対応内容や休日や夜間等の対応方針を記入することも可能です。)	
	屋内給水装置の修繕 宅内埋設部の修繕
その他 詳細内容	

●対応工事種別(新設・改造等)(公表: 可 不可)	
配水管分岐から水道メーターまでの工事 (新設 ・ 改造等)	
水道メーターから宅内給水装置までの工事 (新設 ・ 改造等)	

●その他 (公表: 可 不可)	
緊急時の連絡先(携帯電話番号等)	

指定証への記載についてどちらかに○を! 入れない場合は変更時に指定証の返納・受領が不要ですが届出は必要!

指定証に 住所番地を( 入れる 入れない ) 代表者名を( 入れる 入れない )

※ 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。公表を可としていても公表しないことがあります。

※ 業務内容に変更が生じた場合や、新規指定事業者が講習会を受講した場合は、その都度届け出てください。



**④過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況**

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次のとおりとする。(以下抜粋)

2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

「配水管からの分岐 ～ 水道メーター」の工事を施行しないため不要

過去1年以内に「配水管からの分岐～水道メーター」の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の 氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔・給水管の接合、いずれの経験も有しているか (○×を記入)	資格を有しているか(○×を記入)		工事年度
		保有している資格等		

上記の内容の公表可否(公表には、ホームページ等への掲載を含みます。)

可                      不可                      いずれかに○を付けてください。

※以下に示す保有資格等(下線部)を記載してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工  
(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- ② 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の取得に係る講習の課程修了者  
(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

※ 資格の種類について、不明な場合はお問い合わせください。

※ 有している資格については、証明する証書等の写しを添付してください。

※ 枚数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。